





# 國民待遇を無視した 人頭税は條約違反

假令一般投票では可決しても  
大審院で結局は破棄せらる

## 國際條約は最上法也

今春の加州議會で例の鳴物入り  
の排法案など可なり騒々しか  
つた閉會間際の紛糾紛に一滴  
千里の勢で上下両院を通じて  
改選と共に加州市民の

憲法改正案は次期議會の議員  
改選と

一般投票依りて

最後の決定を行ひ

初めて正式に成立する順序であ  
るが若し一般投票で之れが可決  
せらるれば満廿一歳以上六十歳  
の外國人にして加州に在住する  
者には廢疾不具者等を除くの外は  
悉く各四弗以下の税額を徴集せ  
らるゝのである

元米人頭税の可否

に就いては財政上

種々の議論はあるが既に之れを  
實施してゐる國ももあり殊に加  
州の如きは數年以前迄は男子に  
限らず内外人を區別せずして全部  
之を課税してゐたのであるが  
唯問題となるべきは今回の改正  
が單に外國人のみに限定せる一  
點である

近現代の國際法では

所謂國民待遇と稱

して約國間相互の人民に何等  
の區別の待遇を認めざる事を  
以て重要な大原則と爲つてゐ  
るから今回の如く唯單に外國人  
のみ限らんとするに明かに此の  
原則を無視したる法律であると  
云はねばならぬ從つて

現に各國家は締結

してゐる通商條約

の正文に違反する結果を見る  
は明かである其の一例を舉ぐれ  
ば我が日本通商航海條約第一條  
に「兩國國民の臣民又は人民は  
その名義を以てするも内國臣  
民又は人民の納付し若くは納付  
することある可き所と記せる  
租稅を徵收せらるること無かる可し」と記せる  
が如き其他米國間に取扱は  
された幾多の條約中にもこれと  
同様の明文があるから加州議員  
の法律は如何に合意的に州法  
を制定公布して之れを制訂する  
ことは例へ成立するもの結局  
無効であるから米國大審院は必  
ら之れを破棄するであらう

大審院は例の鳴物入りの排  
法案など可なり騒々しか  
つた閉會間際の紛糾紛に一滴  
千里の勢で上下両院を通じて  
改選と共に加州市民の

憲法改正案は次期議會の議員  
改選と

一般投票依りて

最後の決定を行ひ

初めて正式に成立する順序であ  
るが若し一般投票で之れが可決  
せらるれば満廿一歳以上六十歳  
の外國人にして加州に在住する  
者には廢疾不具者等を除くの外は  
悉く各四弗以下の税額を徴集せ  
らるゝのである

元米人頭税の可否

に就いては財政上

種々の議論はあるが既に之れを  
實施してゐる國ももあり殊に加  
州の如きは數年以前迄は男子に  
限らず内外人を區別せずして全部  
之を課税してゐたのであるが  
唯問題となるべきは今回の改正  
が單に外國人のみに限定せる一  
點である

近現代の國際法では

所謂國民待遇と稱

して約國間相互の人民に何等  
の區別の待遇を認めざる事を  
以て重要な大原則と爲つてゐ  
るから今回の如く唯單に外國人  
のみ限らんとするに明かに此の  
原則を無視したる法律であると  
云はねばならぬ從つて

現に各國家は締結

してゐる通商條約

の正文に違反する結果を見る  
は明かである其の一例を舉ぐれ  
ば我が日本通商航海條約第一條  
に「兩國國民の臣民又は人民は  
その名義を以てするも内國臣  
民又は人民の納付し若くは納付  
することある可き所と記せる  
租稅を徵收せらるること無かる可し」と記せる  
が如き其他米國間に取扱は  
された幾多の條約中にもこれと  
同様の明文があるから加州議員  
の法律は如何に合意的に州法  
を制定公布して之れを制訂する  
ことは例へ成立するもの結局  
無効であるから米國大審院は必  
ら之れを破棄するであらう

大審院は例の鳴物入りの排  
法案など可なり騒々しか  
つた閉會間際の紛糾紛に一滴  
千里の勢で上下両院を通じて  
改選と共に加州市民の

憲法改正案は次期議會の議員  
改選と

一般投票依りて

最後の決定を行ひ

初めて正式に成立する順序であ  
るが若し一般投票で之れが可決  
せらるれば満廿一歳以上六十歳  
の外國人にして加州に在住する  
者には廢疾不具者等を除くの外は  
悉く各四弗以下の税額を徴集せ  
らるゝのである

元米人頭税の可否

に就いては財政上

種々の議論はあるが既に之れを  
實施してゐる國ももあり殊に加  
州の如きは數年以前迄は男子に  
限らず内外人を區別せずして全部  
之を課税してゐたのであるが  
唯問題となるべきは今回の改正  
が單に外國人のみに限定せる一  
點である

近現代の國際法では

所謂國民待遇と稱

して約國間相互の人民に何等  
の區別の待遇を認めざる事を  
以て重要な大原則と爲つてゐ  
るから今回の如く唯單に外國人  
のみ限らんとするに明かに此の  
原則を無視したる法律であると  
云はねばならぬ從つて

現に各國家は締結

してゐる通商條約

の正文に違反する結果を見る  
は明かである其の一例を舉ぐれ  
ば我が日本通商航海條約第一條  
に「兩國國民の臣民又は人民は  
その名義を以てするも内國臣  
民又は人民の納付し若くは納付  
することある可き所と記せる  
租稅を徵收せらるること無かる可し」と記せる  
が如き其他米國間に取扱は  
された幾多の條約中にもこれと  
同様の明文があるから加州議員  
の法律は如何に合意的に州法  
を制定公布して之れを制訂する  
ことは例へ成立するもの結局  
無効であるから米國大審院は必  
ら之れを破棄するであらう

大審院は例の鳴物入りの排  
法案など可なり騒々しか  
つた閉會間際の紛糾紛に一滴  
千里の勢で上下両院を通じて  
改選と共に加州市民の

憲法改正案は次期議會の議員  
改選と

一般投票依りて

最後の決定を行ひ

初めて正式に成立する順序であ  
るが若し一般投票で之れが可決  
せらるれば満廿一歳以上六十歳  
の外國人にして加州に在住する  
者には廢疾不具者等を除くの外は  
悉く各四弗以下の税額を徴集せ  
らるゝのである

元米人頭税の可否

に就いては財政上

種々の議論はあるが既に之れを  
實施してゐる國ももあり殊に加  
州の如きは數年以前迄は男子に  
限らず内外人を區別せずして全部  
之を課税してゐたのであるが  
唯問題となるべきは今回の改正  
が單に外國人のみに限定せる一  
點である

近現代の國際法では

所謂國民待遇と稱

して約國間相互の人民に何等  
の區別の待遇を認めざる事を  
以て重要な大原則と爲つてゐ  
るから今回の如く唯單に外國人  
のみ限らんとするに明かに此の  
原則を無視したる法律であると  
云はねばならぬ從つて

現に各國家は締結

してゐる通商條約

の正文に違反する結果を見る  
は明かである其の一例を舉ぐれ  
ば我が日本通商航海條約第一條  
に「兩國國民の臣民又は人民は  
その名義を以てするも内國臣  
民又は人民の納付し若くは納付  
することある可き所と記せる  
租稅を徵收せらるること無かる可し」と記せる  
が如き其他米國間に取扱は  
された幾多の條約中にもこれと  
同様の明文があるから加州議員  
の法律は如何に合意的に州法  
を制定公布して之れを制訂する  
ことは例へ成立するもの結局  
無効であるから米國大審院は必  
ら之れを破棄するであらう

大審院は例の鳴物入りの排  
法案など可なり騒々しか  
つた閉會間際の紛糾紛に一滴  
千里の勢で上下両院を通じて  
改選と共に加州市民の

憲法改正案は次期議會の議員  
改選と

一般投票依りて

最後の決定を行ひ

初めて正式に成立する順序であ  
るが若し一般投票で之れが可決  
せらるれば満廿一歳以上六十歳  
の外國人にして加州に在住する  
者には廢疾不具者等を除くの外は  
悉く各四弗以下の税額を徴集せ  
らるゝのである

元米人頭税の可否

に就いては財政上

種々の議論はあるが既に之れを  
實施してゐる國ももあり殊に加  
州の如きは數年以前迄は男子に  
限らず内外人を區別せずして全部  
之を課税してゐたのであるが  
唯問題となるべきは今回の改正  
が單に外國人のみに限定せる一  
點である

近現代の國際法では

所謂國民待遇と稱

して約國間相互の人民に何等  
の區別の待遇を認めざる事を  
以て重要な大原則と爲つてゐ  
るから今回の如く唯單に外國人  
のみ限らんとするに明かに此の  
原則を無視したる法律であると  
云はねばならぬ從つて

現に各國家は締結

してゐる通商條約

の正文に違反する結果を見る  
は明かである其の一例を舉ぐれ  
ば我が日本通商航海條約第一條  
に「兩國國民の臣民又は人民は  
その名義を以てするも内國臣  
民又は人民の納付し若くは納付  
することある可き所と記せる  
租稅を徵收せらるること無かる可し」と記せる  
が如き其他米國間に取扱は  
された幾多の條約中にもこれと  
同様の明文があるから加州議員  
の法律は如何に合意的に州法  
を制定公布して之れを制訂する  
ことは例へ成立するもの結局  
無効であるから米國大審院は必  
ら之れを破棄するであらう

大審院は例の鳴物入りの排  
法案など可なり騒々しか  
つた閉會間際の紛糾紛に一滴  
千里の勢で上下両院を通じて  
改選と共に加州市民の

憲法改正案は次期議會の議員  
改選と

一般投票依りて

最後の決定を行ひ

初めて正式に成立する順序であ  
るが若し一般投票で之れが可決  
せらるれば満廿一歳以上六十歳  
の外國人にして加州に在住する  
者には廢疾不具者等を除くの外は  
悉く各四弗以下の税額を徴集せ  
らるゝのである

元米人頭税の可否

に就いては財政上

種々の議論はあるが既に之れを  
實施してゐる國ももあり殊に加  
州の如きは數年以前迄は男子に  
限らず内外人を區別せずして全部  
之を課税してゐたのであるが  
唯問題となるべきは今回の改正  
が單に外國人のみに限定せる一  
點である

近現代の國際法では

所謂國民待遇と稱

して約國間相互の人民に何等  
の區別の待遇を認めざる事を  
以て重要な大原則と爲つてゐ  
るから今回の如く唯單に外國人  
のみ限らんとするに明かに此の  
原則を無視したる法律であると  
云はねばならぬ從つて

現に各國家は締結

してゐる通商條約

の正文に違反する結果を見る  
は明かである其の一例を舉ぐれ  
ば我が日本通商航海條約第一條  
に「兩國國民の臣民又は人民は  
その名義を以てするも内國臣  
民又は人民の納付し若くは納付  
することある可き所と記せる  
租稅を徵收せらるること無かる可し」と記せる  
が如き其他米國間に取扱は  
された幾多の條約中にもこれと  
同様の明文があるから加州議員  
の法律は如何に合意的に州法  
を制定公布して之れを制訂する  
ことは例へ成立するもの結局  
無効であるから米國大審院は必  
ら之れを破棄するであらう

大審院は例の鳴物入りの排  
法案など可なり騒々しか  
つた閉會間際の紛糾紛に一滴  
千里の勢で上下両院を通じて  
改選と共に加州市民の

憲法改正案は次期議會の議員  
改選と

一般投票依りて

最後の決定を行ひ

初めて正式に成立する順序であ  
るが若し一般投票で之れが可決  
せらるれば満廿一歳以上六十歳  
の外國人にして加州に在住する  
者には廢疾不具者等を除くの外は  
悉く各四弗以下の税額を徴集せ  
らるゝのである

元米人頭税の可否

に就いては財政上

種々の議論はあるが既に之れを  
實施してゐる國ももあり殊に加  
州の如きは數年以前迄は男子に  
限らず内外人を區別せずして全部  
之を課税してゐたのであるが  
唯問題となるべきは今回の改正  
が單に外國人のみに限定せる一  
點である

近現代の國際法では

所謂國民待遇と稱

して約國間相互の人民に何等  
の區別の待遇を認めざる事を  
以て重要な大原則と爲つてゐ  
るから今回の如く唯單に外國人  
のみ限らんとするに明かに此の  
原則を無視したる法律であると  
云はねばならぬ從つて

現に各國家は締結

してゐる通商條約

の正文に違反する結果を見る  
は明かである其の一例を舉ぐれ  
ば我が日本通商航海條約第一條  
に「兩國國民の臣民又は人民は  
その名義を以てするも内國臣  
民又は人民の納付し若くは納付  
することある可き所と記せる  
租稅を徵收せらるること無かる可し」と記せる  
が如き其他米國間に取扱は  
された幾多の條約中にもこれと  
同様の明文があるから加州議員  
の法律は如何に合意的に

日本近信 (五月廿四日)

## 軍艦新高凱旋す

第一特務艦隊に属し、英艦隊と共に南方面警備の全般を解説せよ。

（全文）

（日本）

（解説）



# ロスアンゼルス同漁船問題

▲外人の漁業権 漁業に關する法律は、外國人に對しては、別問題である。アラスカ沿岸に於ける漁業に於ては、アラスカを除く州の法律による禁止し居る以外、特別に州の法律により禁止され居るは別問題として他に禁止の法律は更にならない。五噸以上禁漁。アラスカを除く州に於ける特別法律を除く外國人に對し漁業権を認め居るも五噸以上の漁船の所有を有するもの法律より然り五噸以下の漁船にてても市民権を有する者に於ては、居し居るものに外國人の乗組り漁業するは何等支障へなれども、同胞の既得権 南加に於ける日本漁業家は既に十年以前より五噸以上の漁船を所有し且正式登録にも至りし今日に至るものにして換言せば既得権より之を奪ふ事無く、中央政府が決して侵害すべき性質のものであらざると共に事實上日本人の漁船の大多数は五噸以下なれば、等法律に抵觸するが如き事なれば、日本人漁業局に於ては今回所有機動を認可し來たりたる次第に、ハーフキル錦旗會社より量力有する同胞の漁業には何影響なく從来と異なる處なし。この事なれば同胞漁業家は英字上に如何なる記事の掲載される事も憂慮する事なく安心其の間に國船舶局に於ては今回所有機動を認可し來たりたる次第に、何等外國人即ち漁業界に一大企業家即ち渡波、錦旗會社より量力を有する同胞の漁業には何影響なく從来と異なる處なし。この事なれば同胞漁業家は英字上に如何なる記事の掲載される事も憂慮する事なく安心其の間に國船舶局に於ては今回所有機動を認可し來たりたる次第に、

（略）

（略）

|     |    |    |    |    |    |     |
|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 王ムア | 以候 | 新私 | り決 | 過問 | 西の | ○西の |
| ムア  | ムア | ムア | ムア | ムア | ムア | ムア  |
| ムア  | ムア | ムア | ムア | ムア | ムア | ムア  |
| ムア  | ムア | ムア | ムア | ムア | ムア | ムア  |
| ムア  | ムア | ムア | ムア | ムア | ムア | ムア  |

避風港<sup>ハシマ</sup>、旅館設立<sup>リョクカンセイリ</sup>、立祭の呼物<sup>リツサツノウモツ</sup>、事體報<sup>ジテイボウ</sup>の如<sup>シテ</sup>、院金五十弗<sup>イエンキンゴトブ</sup>、横濱船金十<sup>ヨコハマボウキンジ</sup>、ツツジ<sup>ツツジ</sup>、花火<sup>カフイ</sup>、仕發<sup>シハツ</sup>を仕込<sup>シラム</sup>だ。ハマヨリ河運<sup>カワウン</sup>、供する件<sup>ヒヤウ</sup>に沙汰止<sup>シタマヒ</sup>に當付<sup>シマツブ</sup>し、當付申<sup>シマツブシ</sup>に報遣<sup>ボウセン</sup>。國に於て演<sup>ハシマ</sup>、當付申<sup>シマツブシ</sup>を遣<sup>ハシマ</sup>る。本會人<sup>ヒンカイジン</sup>に於て、山氏<sup>サンジ</sup>櫻舟行<sup>ヨウスウ</sup>、邦氏<sup>ボウシ</sup>シムモ<sup>シムモ</sup>、別寓附<sup>ベツユウフ</sup>して、上<sup>アッ</sup>に、三恩<sup>サンモン</sup>を以て、其の豫定<sup>ヨクドウ</sup>に、ため去る火<sup>ヒ</sup>せり<sup>セリ</sup>。

四一五電北京  
貼附第一五街三二  
英一千六百八十二  
新開業即日起高  
近代的美術寫真  
技術精良  
ラポート寫真  
公認免許  
内省省免許  
テントモント  
シキナサイド  
歯科醫  
矢崎謹  
大  
元帝國醫科  
勤務  
ドクトル橋  
王府第六街  
(電話)二〇一  
大小手術の  
す  
電話  
カルス  
ス科  
院  
大  
三五〇 住王  
武田  
武田  
クトル  
トモント  
シキナサイド  
歯科醫  
矢崎謹  
大  
元帝國醫科  
勤務  
ドクトル橋  
王府第六街  
(電話)二〇一

川樓本秀治 洋服店 小松 依裕 金原一郎 川村次郎 摄影法  
六二六七八 館 市役所 田忠三 病院 田忠三 真館 巧當 分割引  
至夜時 六七角 六七角 幸若人太郎 福井久太郎 一九四〇年  
一九四〇年 六七角 六七角 六七角 六七角 六七角 六七角  
大學生院 富藏 猛 猛 猛 猛 猛 猛  
幸 茂 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一  
大學生院 銅 猛 猛 猛 猛 猛 猛  
雷めに應 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一  
本秀治 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一  
洋服店 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一  
小松 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一  
依裕 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一  
金原 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一  
一九四〇年 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一 五〇一

羅府自動車專科  
院  
MAI Y. MIYATA, M.D., D.O.B.S.  
PHYSICIAN AND SURGEON  
624 E. 4th St., Los Angeles  
電話 339-1/2 E. Fire

深澤 椎名 長  
第一街二十一  
公認 車  
獨逸博士  
醫學博士  
Nichi-Bo  
Nichi-Bo  
7-3-8  
3174 E. Fire

羅府第一街  
加州一街  
公認  
車  
獨逸博士  
醫學博士  
Nichi-Bo  
Nichi-Bo  
7-3-8  
3174 E. Fire

創立一九一〇  
販賣金屬  
電話  
電話  
△住宅

L.A. A.  
804 E. 9th  
羅府第一  
市  
電話  
△住宅

布市支社  
新療法  
藤森傳  
産業江田鉛研  
座院(日本化成  
自動車の二五二  
電話二五一一  
車あり  
四一〇一九  
八二四二ム  
朱田ツ  
座婦預  
紐育生  
公認代  
(電話一三  
街口  
タラソ  
ドクト  
谷耳  
回分一  
別府  
温泉  
四〇五  
郵局  
Dakir  
佐洋  
東一刊書  
Fish Co., P

藤 沿岸色 電話九〇一  
籍到 街三百 O. Box 2986

Digitized by srujanika@gmail.com



